

第6章

市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

電力システムに関する改革方針（2013年4月閣議決定）や、電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）の附則に定めた改革スケジュールに基づき、3段階の改革を完遂すべく、電力システム改革に関する検討を進めました。

また、エネルギー基本計画（2014年4月11日閣議決定）においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進することとしています。これを踏まえ、電力、ガス、熱供給に関するエネルギー分野の一体改革を実現すべく、検討を進めました。これにより、革新的な技術の導入や異なるサービスの融合などダイナミックなイノベーションを創出し、我が国の成長をリードするとともに、エネルギー選択の自由度拡大や、料金の最大限の抑制、安定供給と保安の確保など、消費者利益の向上を図ることを目指しています。

第1節

電力システム改革の断行

1. 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループにおける議論

2013年2月の総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会報告書、同年4月に閣議決定された電力システムに関する改革方針、同年11月に成立した電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）等において、遅くとも2020年までに実現すべき電力システム改革の工程、手順の基本的な方向性が示されました。これを受け、電力システム改革を着実に進めていく上での実務的な課題への対応も含めた具体的な制度設計に関する検討・審議を行うため、2013年7月に、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会の下に「制度設計ワーキンググループ」を設置し、昨年度に引き続き、2014年度は、計7回にわたる精力的な議論を行いました。

【第361-1-1】電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ 各開催回の議題

開催回	開催日	議 題
第6回	6月23日	○広域的運営推進機関に関する制度設計、卸電力市場の活性化（自主的取組、競争状況のモニタリング報告）等について
第7回	7月30日	○小売全面自由化に係る詳細制度設計、広域的運営推進機関のルール等について
第8回	9月18日	○小売全面自由化に係る詳細制度設計、送配電部門の調整力確保の仕組み、法的分離（兼業規制・行為規制）に関する検討等について
第9回	10月30日	○広域的運営推進機関のルール、法的分離に関する検討、一般担保の取扱い等について
第10回	11月27日	○小売全面自由化に係る詳細制度設計、送配電部門の調整力確保の仕組み等について
第11回	12月24日	○広域的運営推進機関のルール、小売全面自由化に係る詳細制度設計、法的分離に関する検討等について
第12回	1月22日	○広域的運営推進機関に関する制度設計（第1段階）、新たな行政組織等について

2. 電気事業法等の一部を改正する法律(第2段階)の成立

電力システムに関する改革方針(2013年4月閣議決定)や、電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)の附則に定めた改革スケジュールに基づき、改革の第2段階である「電気の小売業への参入の全面自由化」を実施するために必要な措置等を定めた電気事業法等の一部を改正する法律案の閣議決定を2014年2月28日に行い、第186回通常国会に提出されました。また、同法案は、2014年6月11日に成立しました。

〔第2段階の法律改正の内容〕

1. 電気事業法の一部改正

①小売参入の全面自由化の実施

○現在、一般電気事業者にししか認められていない家庭等への電気の供給を自由化する(小売参入の全面自由化)。

○自由化に伴い、電気事業の種類を見直し、発電(届出)・送配電(許可)・小売(登録)の事業区分に応じた規制体系へ移行する。

②電気の安定供給を確保するための措置

○一般送配電事業者(一般電気事業者の送配電部門)に対して、需給バランス維持、送配電網の建設・保守、最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給)、離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対する、他の地域と遜色ない料金水準での電気の供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付けるとともに、これらを着実に実施できるよう、地域独占と総括原価方式の託送料金規制(認可制)を措置する。

○小売電気事業者に対して、需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付ける。

○将来的な供給力不足が見込まれる場合に備えたセーフティネットとして、広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設する。

③需要家保護を図るための措置

○現在の一般電気事業者に対し、当分の間、経過措置として料金規制を継続する。

○小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制(契約条件の説明義務等)を課す。

④その他

○現在の一般電気事業者が、引き続き一般担保付社債を発行できるようにする(改革の第3段階での法的分離の実施に際して改めて検討を行い、必要な措置を講じる)。

○電気の卸売に係る規制の撤廃、卸電力取引所における取引の適正性確保(取引所の法定化)、保安規制の合理化を行う。

2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

○電気事業法の事業類型の見直しに伴い、再生可能エネルギー電気の買取義務者を一般電気事業者等から小売電気事業者等に変更する。

3. 商品先物取引法の一部改正

○電力先物取引を可能にするため、商品先物取引法における先物取引の対象に「電力」を追加する。

3. 電気事業法等の一部を改正する等の法律案(第3段階)の閣議決定・通常国会への提出

電力システムに関する改革方針(2013年4月閣議決定)や、電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)の附則に定めた改革スケジュールに基づき、所要の検証を行った上で、電力システム改革の第3段階である「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保や電気の小売料金の全面自由化」を実施するとともに、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進(次節参照)するために必要な措置等を定めた電気事業法等の一部を改正する等の法律案の閣議決定を2015年3月3日に行い、第189回通常国会に提出されました。

〔電気事業法等の一部を改正する等の法律案の内容〕

1. 電気事業法の一部改正等

①送配電事業の中立性確保(平成32年4月1日施行、②も同じ)

○一般送配電事業者・送電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことを禁止(兼業規制による法的分離)。

○適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者等に対し、取締役の兼職禁止等の行為規制を措置。

②小売料金規制撤廃

○小売料金規制の経過措置について、対象事業者を指定する制度とし、適正な競争関係が確

保されている供給区域では経過措置の解除を可能とする。

③その他の改正等

- 現在、一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を廃止。ただし、施行後5年間は発行を可能とする経過措置を講ずる。また、政投銀や沖縄公庫による一般担保付貸付金を廃止。
- 需要抑制の活用資する電力量調整供給に係る規定の整備や、風力発電への定期的な検査の導入、保安規制の合理化を行う。
- 法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について各段階で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる旨を規定。

2. ガス事業法の一部改正

①小売参入の全面自由化（公布日から2年6月以内に施行、②及び③も同じ）

- 現在、一般ガス事業者にしか認められていない家庭等への供給を全面自由化。併せて簡易ガス事業の許可制を廃止。
- 自由化に伴い事業類型を見直し、製造(届出)・一般ガス導管(許可)・特定ガス導管(届出)・小売(登録)の事業区分に応じた規制体系に移行。
- LNG基地の第三者利用を促すため、第三者が利用する場合の約款の作成・公表等をガス製造事業者に義務付け。

②ガス導管網の整備

- 導管の建設・保守を着実に実施できるよう、一般ガス導管事業には地域独占と料金規制(総括原価方式：認可制)を措置。
- 事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できる制度を創設。

③需要家保護と保安の確保

- 競争が不十分な地域においては、現在の一般ガス事業者に対し経過措置として料金規制を継続(経過措置の解除に当たっては競争の進展状況を確認)。
- 一般ガス導管事業者に対し、最終保障サービスの提供を義務付け。
- ガス小売事業者に対し、供給力確保、契約条件の説明等を義務付け。
- ガス導管事業者に導管網の保安や需要家保有の内管の点検等を義務付けるとともに、ガス小売事業者に消費機器の調査等を義務付け。

④導管事業の中立性確保(平成34年4月1日施行)

○一定規模以上のガス導管事業者がガス製造事業やガス小売事業を行うことを禁止(兼業規制による法的分離)。

○一定規模以上のガス導管事業者と、そのグループのガス製造事業者やガス小売事業者等に対し、取締役の兼職禁止等の行為規制を措置。

○法施行やエネルギー基本計画の実施の状況、需給状況等について各段階で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる旨や、LNG調達や保安に係る国の責務を規定。

3. 熱供給事業法の一部改正

(公布日から1年6月以内に施行)

- 現在、許可制としている熱供給事業への参入規制を登録制とする。
- 料金規制や供給義務などを撤廃。ただし、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置として料金規制を継続。
- 熱供給事業者に対し、需要家保護のための規制(契約条件の説明義務等)を課す。

4. 経済産業省設置法等の一部改正

(公布日から6月以内に施行(設立))

- 電力・ガス・熱の取引の監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力・ガス取引監視等委員会」を大臣直属の「8条委員会」として設立。
- 独立性を確保するため、委員が独立して職務を遂行すること、事業者への業務改善勧告の権限等を措置。
- 高度の専門性を確保するため、法律、経済、工学等の知見を有し、公正かつ中立な判断をすることができる専門家を委員とする。

4. 電気料金値上げ認可申請への厳正な対応と電気料金審査要領の見直し

(再掲 第1部第3章第1節2. (3)参照)

第2節

ガスシステム及び熱供給システム改革の推進

1. ガスシステム改革小委員会における議論

電力システム改革とあいまって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、小売の全面自由化、LNG基地の在り方も含めた天然ガスの導管などの供給インフラのアクセス

第6章 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

向上と整備促進や、簡易ガス事業制度の在り方などの改革について検討するため、2013年11月に総合エネルギー調査会基本政策分科会の下に「ガスシステム改革小委員会」が設置されました。また、同委員会では、熱供給事業に関するシステム改革についても検討しました。

同小委員会は、2014年度中に15回(2013年11月から計21回)開催し、2015年1月21日に報告書を取りまとめました。

【第362-1-1】ガスシステム改革小委員会 各開催回の議題

開催回	開催日	議題
第7回	4月3日	小売事業に係る制度について
第8回	5月2日	導管事業に係る制度について
第9回	5月29日	需要家保安に係る責任の在り方について
第10回	6月5日	簡易ガス事業に係る制度について
第11回	7月17日	卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備について
第12回	7月31日	総合エネルギー企業創出のための環境整備について、ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理
第13回	9月5日	熱供給システムに関する検討開始、海外のガス事業の状況
第14回	9月24日	ガスシステム改革について(利用者保護のための措置、導管部門の中立性確保)、熱供給システム改革について(熱供給事業の現状及び熱供給事業者からの説明)
第15回	10月30日	ガス導管網などガス供給インフラの整備促進のあり方について、導管部門の中立性確保について
第16回	11月13日	熱供給システム改革(熱供給システム改革に係る主要論点)、ガスシステム改革(導管部門の中立性確保について)
第17回	12月3日	導管部門の中立性確保について
第18回	12月9日	導管部門の中立性確保について
第19回	12月17日	導管事業の類型整理と自己託送制度、利用者保護のための措置
第20回	12月25日	導管部門の中立性確保について
第21回	1月13日	報告書(案)について

2. ガス安全小委員会における議論

ガスシステム改革小委員会における検討を受け、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会において、2014年6月からガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、主に需要家保安の観点から、ガスシステム改革後の望ましい保安の在り方について検討しました。また、熱供給事業の保安規制の在り方についても検討を行いました。

同小委員会は、2014年度中に6回開催し、2015年2月18日に報告書を取りまとめました。

【第362-1-2】ガス安全小委員会 各開催回の議題

開催回	開催日	議題
第4回	6月9日	ガスシステム改革の保安規制のあり方について
第5回	6月25日	ガスシステム改革を受けた保安規制のあり方について
第6回	7月14日	ガス事業法における保安規制のあり方について
第7回	9月12日	ガス事業法における保安規制のあり方について
第8回	11月10日	都市ガス事業における自主保安等について、熱供給事業法における保安規制のあり方について
第9回	12月10日	ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について

3. 電気事業法等の一部を改正する等の法律案(ガス事業法、熱供給事業法の一部改正)の閣議決定・通常国会への提出

(再掲 本章第1節3. 参照)